「令和８年度県有施設照明設備ＬＥＤ化事業実施業務」に係る質問への回答について

No	資料名称	該当頁 該当行	質問	回答
1	実施要領	１ページ目 ２　本業務の概要 （４）事業限度額	要領の１ページ目で令和９年度以降の予算措置を前提として実施するとありますが、資料２－３では、「可能な限り令和９年１月から３月までの期間で施工することを基本とする」とあります。 業務仕様書１ページの工事期間は契約締結日から令和10年３月31日までとなっています。 ６ページには、令和９年１月以降にリース契約を締結し、令和８年度内に締結となっていますが、契約締結前に工事施工することは不可能です。県の予算措置決定は12月議会で決定するという理解でよろしいでしょうか。 現地調査、再見積り、工事日程調整のスケジュールについては、交渉権決定後に集中的に行うという考えでよろしいでしょうか。 リース開始日は４月以降かつ工事完了後翌月からとありますが、令和９年１月、２月に完了したものについてのリース開始はそれぞれ２月、３月になると考えてよろしいでしょうか。	本業務は、令和９年度以降の予算措置を前提として実施するものです。 現地調査、見積内容の精査及び工事日程の調整は、交渉権者決定後、対象施設ごとに行うこととなります。 令和９年１月以降にリース契約を締結し、契約締結後から３月までの期間で工事施工が調整可能な箇所があれば、当該期間での施工を行うよう努めてください。 工事が完了した照明設備については、工事完了後から利用することを予定しています。 一方、リース期間及びリース料の支払は、令和９年４月以降かつ各対象施設における工事完了日の翌月１日以降に開始します。 このため、令和９年１月又は２月に工事が完了した場合であっても、同年２月又は３月にリース料の支払を開始するものではなく、令和９年４月から開始する想定です。
	業務仕様書	１ページ目 １　業務概要 （２）業務概要		
		５～６ページ目 ５　スケジュール		

2	実施要領	２ページ目 ４　参加者の資格要件等 （５）施工役割の下請業者又は協力事業者	11月24日の参加資格申請時点で、施工を担当する県内電気工事業者の社名を確定し、申請書類に記載する必要があるのでしょうか。 また、共同申請を行う場合、岩手県内で建設業許可（電気工事業）を有する電気工事業者１社を構成員とすることで要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	参加資格確認申請時点で電気工事業者を確定、記載する必要があります。なお、県内電気工事業者の活用については、可能な限り活用に努めていただくこととしており、県内電気工事業者であることを必須とするものではありません。共同提案の構成員として施工役割を担う場合は、当該構成員についても様式１－３を提出し、施工役割を担う者に係る要件を満たす必要があります。
	業務仕様書	３ページ目 １　業務概要 （４）事業者が行う業務の範囲 オ　地元事業者の活用		
	様式１－３	会社概要及び過去３年間の主な受注等実績		
3	実施要領	７ページ目 ８　契約に関する事項 （３）契約の手順 （４）契約内容及び仕様書 ８ページ目 10　配布資料等 （３）備考 イ　県が保有する資料の提供 ウ　提供資料と対象施設設備一覧表の優先関係	提案段階では現地調査を実施せず、県から提示された対象設備一覧表等に基づき見積金額を算定することとなりますが、契約後の現地調査において、照明器具の数量、仕様、設置状況及び施工条件等に大きな相違が判明した場合には、契約金額、対象数量及び工期について協議の上、変更できるという理解でよろしいでしょうか。	現地調査の結果、県が提示した資料と現況に相違がある場合は、その内容、発生原因及び施工への影響を確認し、仕様書に定めるリスク分担に基づき、契約金額、対象数量又は工期の変更の要否及び内容を協議の上、決定します。
4	業務仕様書	２ページ目 １　業務概要 （４）事業者が行う業務の範囲 ア　本設備の設置に係る計画、施工、施工管理 ４ページ目 ３　工事仕様 （１）交換方式	既存施設においてはアスベスト含有建材の可能性があり、工事内容によっては大気汚染防止法上の事前調査義務と工事費用の増大が生じます。 よって、埋め込み型照明の器具一体型LEDへの交換は天井建材の切削が必要となる場合には、アスベストの事前調査及び適切な対応が必要となる可能性がありますので、埋め込み型の器具交換を指定されている箇所については、現地調査の上、別途協議という理解でよろしいでしょうか。	アスベスト含有建材の事前調査等に関する全ての経費は契約に含まれているため、受託者の負担となりますが、その他の事項については、現地調査後に協議することとします。

		５ページ目 ４　県と事業者の責任分担		
5	業務仕様書	２ページ目 １　業務概要 （４）事業者が行う業務の範囲 ウ　本設備の保守（維持管理）、保証（無償修繕等） （エ）負担について （オ）動産総合保険への加入	動産総合保険への加入について記載されていますが、保険会社では管球は動産保険の対象にならないとの見解があります。 また、保険による保証の場合は原因査定のための期間は不点灯のままとなり、新価特約でない限りは、保険金の支払金額で修繕費は不足することになります。 不足する分を受注者の負担とするという、煩雑かつ保険会社との長期的な交渉が必要な動産保険よりもメーカーによる保証を優先することとして協議するべきと考えますが、いかがでしょうか。	仕様書に記載のとおり、賃借物品については、動産総合保険への加入をお願いします。
6	業務仕様書	３ページ目 ２　ＬＥＤ照明設備仕様 （６）無線調光制御	無線調光制御について、ウでは「照明機器１台ずつの点滅、調光が可能なこと」、カでは「グルーピングとシーン設定はそれぞれ10パターン以上設定可能なこと」とされていますが、これらの機能は現地調査の上で管理者との協議により費用対効果も含めて検討すべきものであり、自治体発注として個別メーカーの特定製品を指定することは避けるべきと考えますが、いかがでしょうか。 また、資料２において、どの施設のどの照明が調光対象になるのか記載がありません。落札価格の見積りに当たって、資料２－２に記載いただけませんでしょうか。	当該事項は、無線調光制御が必要な場合に満たすべき性能要件を示したものであり、特定のメーカー又は製品を指定するものではありません。 なお、導入は必須ではなく、導入の要否、対象施設、対象照明及び費用対効果を踏まえて提案してください。 このため、資料２－２に調光対象施設及び対象照明を追加する予定はありません。
7	業務仕様書	３ページ目 ２　ＬＥＤ照明設備仕様 （７）個別仕様 （８）同等以上の性能を有する製品 ４ページ目 ３　工事仕様	資料２－４に記載された仕様に基づく製品選定は、プロポーザルの中で工法や製品特性を説明して評価いただき、現地調査時点で施設管理者との協議により最終決定するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

		（1）交換方式		
8	業務仕様書	5ページ目 4　県と事業者の責任分担	現地確認又は施工時に、アスベスト含有建材、PCB含有機器、著しい配線劣化、天井・壁の補修範囲拡大など、提案時点で確認困難な事項が判明し、通常の軽微な補修の範囲を超える費用又は工期変更が必要となる場合は、発注者と受注者で協議の上、リース料、施工方法、施工範囲又はスケジュールを調整できるという理解でよろしいでしょうか。	現地調査又は施工時に、提案時点で確認することが困難であった事象が判明した場合は、その内容、発生原因及び仕様書に定めるリスク分担を踏まえ、対象施設ごとに協議します。